

## 当座勘定取引における「暴力団排除条項」の一部改定について

弊庫では、平成19年6月に公表された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、平成22年8月に各種預金規定、貸金庫規定等に「暴力団排除条項」を追加するとともに、弊庫とのお取引申込の際に、お客さまが反社会的勢力に該当しないことを表明し確約していただくことといたしました。

このたび、東日本大震災の復興事業への参入の動きなど、暴力団を中核とする反社会的勢力が暴力団の共生者等を利用しつつ不正に融資等を受けることにより資金獲得活動を行っている実態に対して、より適切かつ有効に対処するよう警察庁および金融庁からの要請がありました。この要請を受け、当座勘定取引の暴力団排除条項を実態に即してより明確化するため、当座勘定規定を改定し、平成23年12月20日から適用させていただくことといたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますのでご了承ください。

弊庫では、今後も反社会的勢力の排除に向けた取組みを積極的に推進してまいりますので、お客さまには、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

**神戸信用金庫**